

よくあるご質問



Q. 入院中のため、役場までマイナンバーカードを受取りに行けません。
どのようにすれば受取れますか？

- A. 原則、本人の来庁が必要ですが、病気や身体の障害等やむを得ない理由がある場合は、来庁できないことを証明する書類（入院証明書、施設の入所証明書、診断書、本人の障害者手帳等）を持参していただき、本人の来庁が困難であると認められる場合に限り、代理人の方が受取ることができます。
なお、交付にあたっては、ご本人がお受取りされる場合と比べ、厳格なご本人確認が必要になります。代理人を通じてマイナンバーカードをお受取りいただく場合に必要な書類については、埴町役場 町民課住民係（TEL 0247-43-2114）までご連絡ください。

Q. 仕事（学校）があるので代理人に受取りを頼みたいのですが、可能ですか？

- A. 代理人にマイナンバーカードの受取りを依頼できるのは、ご本人が身体の障害その他やむを得ない理由により受取りに来ることができない場合のみとなっており、お仕事や学校等で多忙という理由ではお受けできません。
申し訳ありませんが、ご本人が来庁くださいますようお願いいたします。

Q. 仕事の休みを取ることができず、どうしても本人が受取りに行くことができません。どのようにすれば受取れますか？

- A. 平日の日中にお受取りができない場合には、お受取りを希望される日の午後4時までにご予約をいただければ、役場閉庁後（午後5時15分から午後6時30分まで）役場窓口でのお受取りが可能です。閉庁後のお受取りを希望される場合には、下記のお電話番号までご連絡いただき、お受取りしたい日時、お名前、ご連絡先等をお伝えください。
なお、マイナンバーカードの交付通知書（はがき）に記載されている受取期限については、目安の期限であり、期限を過ぎてしまってもマイナンバーカードを受取ることができます。

マイナンバーカード受取りのご予約は

埴町役場 町民課住民係 TEL 0247-43-2114

※お受取り希望日の午後4時までにお電話にてご予約後
役場窓口までお越しください。